

公益財団法人ふるさと島根定住財団スタッフ (有期嘱託職員 松江勤務・石見勤務) 採用試験 受験案内

公益財団法人ふるさと島根定住財団では、令和6年4月から勤務いただくスタッフ（有期嘱託職員）を募集します。

1. 試験区分、職種、採用人数及び職務内容

区分	職種 (任期)【採用人数】 勤務地	主な職務内容
A	スタッフ (3年)【1名】 松江事務局(松江市)勤務	次の業務に従事していただきます。 ・地域活動支援業務担当 休眠預金活用に係る助成事業に関する業務及び地域の活性化に取り組む団体やNPOなど社会貢献活動団体を支援するために行う研修、情報発信、相談対応などの業務
B	スタッフ (3年)【1名】 松江事務局(松江市)勤務	次の業務に従事していただきます。 ・ジョブカフェ業務担当 若年者の県内就職を促進するために実施するセミナー、イベント、情報発信、インターンシップ事業に関する業務
C	スタッフ (1年3か月)【1名】 松江事務局(松江市)勤務	次の業務に従事していただきます。 ・ジョブカフェ業務担当 若年者の県内就職を促進するために実施するセミナー、イベント、情報発信、インターンシップ事業に関する業務
D	スタッフ(育休代替) (1年)【1名】 松江事務局(松江市)勤務	次の業務に従事していただきます。 ・UIターン支援業務担当 県外からUIターンを促進するために行う業務の事務、産業体験事業に係る事務、その他UIターン支援事業に関する補助業務
E	スタッフ (3年)【1名】 石見事務所(浜田市)勤務	次の業務に従事していただきます。 ・しまね田舎ツーリズム業務担当 しまね田舎ツーリズム推進に関する研修会等の企画・実施及び実践者のフォロー等の業務 ・地域活動支援業務担当 地域の活性化に取り組む団体やNPOなど社会貢献活動団体を支援するために行う研修、情報発信、相談対応などの業務

2. 受験資格

- (1) 年齢、学歴に関して制限はありません。
- (2) 普通自動車運転免許（AT限定可）及びこれと同等以上の免許を持っていること。
(採用時まで取得見込みの方も可とします。)

(3) 次の項目に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 主な勤務条件等

就業形態	有期嘱託職員
雇用期間	試験区分A 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間) 試験区分B 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間) 試験区分C 令和6年4月1日から令和7年6月30日まで(1年3か月間) 試験区分D 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間) 試験区分E 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間) ※採用日は採用候補者の事情を考慮する場合があります。
雇用期間の更新	更新はありません。(任期满了時に採用試験がある場合の再受験は可能)
勤務時間	8:30~17:15(休憩時間60分) ※時差出勤制度があります
勤務日数	1か月あたり20日間
給料	月額173,500円~189,750円 (例)採用時39~41歳で182,250円 ※令和6年4月改定予定
手当等	通勤手当、時間外手当、賞与(0.5か月分を12月に支給)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 ※相談業務・イベント等により休日出勤あり(振替休日あり)
主な休暇	年次有給休暇(年間16日)、夏季休暇、特別休暇
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

※その他の勤務条件等については、当財団の就業規則等に基づきます。

4. 試験内容

試験項目	内 容
作文試験	課題に対する理解力、思考力、表現力等についての試験
面接試験	人物についての個別面接による試験

※試験の結果を基に、職務に有用な資格、スキル(技術・能力)、経歴(関連業務に従事した経験等)等の評価を含め、総合的に判定し合格者を決定します。

5. 受験申し込み

「試験区分A～D」は、併願での応募が可能です。（単独で応募することも可能です）

「試験区分A～D」を併願で応募する場合は、応募希望順を記載できます。その場合は、試験申込書の該当欄に希望順を記入してください。（ただし、採用が希望どおりにならない場合がありますのでご承知おきください。）希望がない場合は記入する必要はありません。

なお、申込み受付後の試験区分の変更はできません。

(1) 提出書類

①受験申込書1部（別添様式 当財団サイト <https://www.teiju.or.jp> からダウンロードできます。）

②履歴書（JIS規格）1部

③職務経歴書（職務経験がある方）1部

※提出されました書類は試験終了後、当財団の責任において廃棄します。

(2) 申込先

上記提出書類を以下提出先まで直接持参するか郵送（簡易書留）により提出してください。

書類提出先	
〒690-0003	島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課あて
締め切り	
持参の場合	<u>令和6年2月29日（木）18:00</u>
郵送の場合	<u>令和6年2月29日（木）必着</u>

6. 受験票等の交付

受験票は、申込みを受けた際すぐに発行しないで、受験資格を審査し、受付期間終了後に郵送します。受験票が3月6日（水）までに届かない場合は、以下の問い合わせ先に照会してください。

7. 試験日および試験会場

区分	日程	場所
A～D	令和6年3月10日（日）	島根県民会館（松江市殿町158）
E	令和6年3月9日（土）	石見産業支援センター「いわみぷらっと」 （浜田市相生町1391-8）

8. 最終合格発表

作文試験・面接試験の結果については、受験者全員（棄権者を除く）に対し、3月13日（水）に当財団から郵便にて発送します。

9. 試験結果の開示

試験の結果については、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程第19条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者

本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 （棄権者除く）	本人の得点及び順位	合格発表の日（結果通知 発送の日）から1か月間	受験申込書提出先 （財団松江事務局）

（注）「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

10. 本試験に関するお問い合わせ先

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課 日野・加納
TEL：0852-28-0690 Eメール：shimane@teiju.or.jp